

第二回
貿易プラットフォームの利活用推進に向けた検討会
事務局資料

第1回検討会の主な意見

貿易手続のデジタル化推進に向けた課題

- 紙とデータのダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）になる点を懸念している。例えば、eBLの法的担保が導入されないと、紙とデータ双方の手続きが併存することになる。加えて、どの国までカバーできているかという観点で、貿易手続のデジタル化が確立されていない国との貿易においても、ダブルトラックになる。
- 港湾労災防止協会に対する危険物事前連絡票の提出など、紙で提出をしなければならない手続がある。
- 船社とのやり取り等においてアナログな作業が残っていることが課題。

貿易プラットフォームのユーザー拡大に向けた課題

- 経産省の補助金もあって、費用面でのハードルはそこまで高くないという声を聞いている。費用面というよりも、サービスが使えるものか、自社のオペレーションに組み込めるものか、を慎重に見ている企業が多いと感じている。
- ユーザーからの機能面の細かな要望に対応していく必要性和、ネットワーク効果を高めていく必要がある。荷主企業からの声として、貿易PF事業者や政府から貿易相手側のフォワードナーに対して、貿易PFの利用を後押ししてもらえると導入しやすいとの要望もある。
- 物流の効率化については、社内で既存のオペレーションを変えてまで新しいサービスを導入する旗振り役がいるかどうかは鍵。
- デジタル通貨については、実際に使ってみてどれほど有用なのか、そもそもどういうものか疑義に思っている人もいるのではないかと。

貿易プラットフォームの活用方法

- 社内・グループ企業内の連携はもちろん、海外サプライヤーから調達して輸入するケースや、輸入したものを加工して海外に対して輸出するケースなど、ユーザー企業の資本が入っていない企業との貿易取引にも活用可能である。
- 例えば荷主企業と物流会社等、関係が深い会社間でデータを一元管理していくことが重要であり、そのために貿易PFを活用しているケースが多い。

荷主企業の取組概要・要望について

- 貿易手続のデジタル化を進める上で課題・障壁となっていること、また、その課題解決のために今後必要なこと
 - ① **荷主企業による対応**
 - ② **貿易PF事業者による対応**
 - ③ **政府による対応**
- その他の要望等

荷主企業による貿易手続のデジタル化に向けた取組

- 荷主企業は、貿易手続のデジタル化に向けて、主に「①組織を横断した貿易手続デジタル化の推進」、「②貿易手続デジタル化の理解促進」、「③貿易データ活用に向けた収集・蓄積」などに取り組んでいくことが重要。

組織を横断した貿易手続デジタル化の推進

- 事業が多岐に亘り、取扱製品の違いや工程の複雑さにより、各事業において独自システムが運用されている場合、貿易手続のデジタル化による全社物流機能の一元管理のため、例えば全社横断の物流チームを設立し、貿易手続に関する社内ルールの統一化を行うことで情報の蓄積・見える化や、手続の共通化・業務効率化に着手していく。
- 貿易PF導入効果の試算。
- AI-OCR等の技術の活用。

貿易手続デジタル化の理解促進

- 経営層、経理財務部門などの関係部門に対する貿易デジタル化の効果へ対する理解。
- 貿易手続のデジタル化に関わる社員の能力開発強化、DX人材の育成。

貿易データ活用に向けた収集・蓄積

- 海上輸送、国内陸送のGPSトラッキング / 二酸化炭素排出量データの集約 / 作業時間等の貿易手続に関する物流を含む関連データの記録。

荷主企業の取組概要・要望について

- 貿易手続のデジタル化を進める上で課題・障壁となっていること、また、その課題解決のために今後必要なこと
 - ① 荷主企業による対応
 - ② 貿易PF事業者による対応
 - ③ 政府による対応
- その他の要望等

貿易PF提供事業者に望まれる対応①

- 貿易PF事業者に対しては、「物流事業者との連携」、「貿易PF事業者間の連携」、「初期導入しやすいサービス仕様」、「受注生産型の製造業も考慮したシステム」等の対応について要望があった。

物流事業者との連携

(トラッキング機能)

- 海外の貿易PF事業者と連携し、貨物のトラッキングができるようにしてほしい。
- 国内外の内陸輸送のトラッキングまでカバーしてほしい。
- トラッキング精度に関して、品番単位での追跡など、貨物追跡機能の精度を向上してほしい。
- 代替輸送手段調査・確保の効率化などに活用するために、データに基づく運航遅延や貨物滞留の高精度予測、輸送距離・物量・CO2排出量等のデータ蓄積と分析機能を提供してほしい。

(船会社とのデータ連携)

- 船社からのデータ取り込みにより、①個別船積み毎の運賃請求書の電子取得、②船社運賃の個別単位での運賃登録（輸送データとの紐付きによる、実績管理や見込み計算の精度向上）、③運賃の可視化の機能をつけてほしい。
- 現状ではShipping instructionを海貨業者がNACCSを介して船積確認事項登録（ACL）へ転記作業している利用形態が多く、船荷証券や運送状の取得をやすくしてほしい。

貿易PF事業者間の連携

- 国内外の貿易PF事業者と接続・連携することで、一つの貿易PFで貿易取引ができるようにしてほしい。
- 海外の貿易PF事業者と連携し、貨物のトラッキングができるようにしてほしい。

貿易PF提供事業者に望まれる対応②

- 貿易PF事業者に対しては、「物流事業者との連携」、「貿易PF事業者間の連携」、「初期導入しやすいサービス仕様」、「受注生産型の製造業も考慮したシステム」等の対応について要望があった。

初期導入しやすいサービス仕様

- 自社システムとのAPI連携しやすい仕様にしてほしい。データを実務担当者が入手しやすい環境や仕組みを検討してほしい。
- 貿易PF利用促進の為にユーザーが利用しやすい料金体系・価格帯の設定をしてほしい。

受注生産型の製造業も考慮したシステム

- 消費財やリピート生産を行う量産型の製造業を主眼に置いたシステムは多く存在している一方、受注生産型の場合、重量物の取扱を含め、物流プロセスが異なる。真に貿易手続のデジタル化を目指す場合、貿易PFにおいて、受注生産製造業を考慮したシステムも必要ではないか。

その他、サービスへの付加価値の付与

- 税関事後調査書類の作成支援・管理機能の強化。
- 銀行・保険等の金融機関も参加した形での貿易書類の電子化。保険証券データの自動発行化。
- 集約されるビッグデータを用いた予測やベンチマーク、新規導入企業への情報プラットフォーム展開をやすくしてほしい。
- 原産地証明書の発給機能において、「発給申請プロセス」の自動化を実現する輸出者-商工会議所間でシステム連携をやすくしてほしい。

荷主企業の取組概要・要望について

- 貿易手続のデジタル化を進める上で課題・障壁となっていること、また、その課題解決のために今後必要なこと
 - ① 荷主企業による対応
 - ② 貿易PF事業者による対応
 - ③ 政府による対応
- その他の要望等

貿易手続のデジタル化に向けて国に対応してほしいこと：荷主企業の声①

- 国への要望としては、「国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避」、「フォワーダ事業者のPF参画」、「システムセキュリティの確保」、「貿易PF導入支援・認知度向上」、「貿易データの連携」等の対応について要望があった。

国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避

- 税関、船社・乙仲、荷主、銀行を始め国内外の関係者が多く、また、多種多様な書類が存在している。相手国によっては、未だ**原産地証明書、船積前検査証(LPSR)、免税申告時のインボイス・包装明細書(P/L)等の船積書類一式**等はオリジナル書類を求められることも多い。データ化の移行において、一部の書類は取り扱いえないなどの例外が発生すると、実務への負担が大きい。法整備も含めたグローバルPFの構築、国内貿易PFの連携拡大を期待したい。
- 消費税・関税延納手続き時の納付書、原産地証明書、保険証券、（案件に応じて）オリジナル書類等のペーパーレス化、手書きサインレス化、各国税関・銀行への働きかけによる電子化を実現してほしい。
- 国や地域によって異なる輸出入ルールを標準化・統一化してほしい。
- 銀行等の金融機関も参加し、L C機能、保険証券や船荷証券等の電子化を進めてほしい。
- 医療機器輸入時における厚生局薬監申請など、他法令申請・承認の完全電子化を推進してほしい。

電子船荷証券（eBL）の早期実現の推進

- 貿易手続の中で、相手国によってはオリジナル書類の提出が求められるケースがあり、eBLの早期実現に向けた推進をお願いしたい。

通関手続き

- 通関申告のペーパーレス促進。（NACCSへの申告自体はペーパーレス、審査の時はPDF（紙）が必要。電子帳簿保存法によりインボイスを紙→PDF保管する必要あり）
- 許可後訂正作業の簡素化。（船名・出航予定変更などの微修正等）
- NACCSの機能改善（活用しやすい出力形式、購買部署ごとに切り分けができる機能等）

貿易手続のデジタル化に向けて国に対応してほしいこと：荷主企業の声②

- 国への要望としては、「国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避」、「フォワーダ事業者のPF参画」、「システムセキュリティの確保」、「貿易PF導入支援・認知度向上」、「貿易データの連携」等の対応について要望があった。

国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避

- 税関、船社・乙仲、荷主、銀行を始め国内外の関係者が多く、また、多種多様な書類が存在している。相手国によっては、未だ**原産地証明書、船積前検査証(LPSR)、免税申告時のインボイス・包装明細書(P/L)等の船積書類一式**等はオリジナル書類を求められることも多い。データ化の移行において、一部の書類は取り扱えないなどの例外が発生すると、実務への負担が大きい。法整備も含めたグローバルPFの構築、国内貿易PFの連携拡大を期待したい。
- 消費税・関税延納手続き時の納付書、原産地証明書、保険証券、（案件に応じて）オリジナル書類等のペーパーレス化、手書きサインレス化、各国税関・銀行への働きかけによる電子化を実現してほしい。
- 国や地域によって異なる輸出入ルールを標準化・統一化してほしい。
- 銀行等の金融機関も参加し、L C機能、保険証券や船荷証券等の電子化を進めてほしい。
- 医療機器輸入時における厚生局薬監申請など、他法令申請・承認の完全電子化を推進してほしい。

原産地証明書

- 原本送付の廃止に向けて、PDFよりも更に迅速なやり取りが可能、かつ原産地証明書の真正性が確保される「データ交換(e-CO)」への一本化を実現するため、各国への働きかけをしてほしい。
- 商工会議所(日本商工会議所／EPA特惠、東京および大阪商工会議所／一般)の原産地証明書のデータ項目の統一化、電子取得の実現。
- 証明書の入手より先に貨物が届いてしまう場合が散見されるため、原産地証明書の交付・提出がシステム化することにより、自動で輸入通関で適用されるようにできないか。

貿易手続のデジタル化に向けて国に対応してほしいこと：荷主企業の声③

- 国への要望としては、「国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避」、「フォワーダ事業者の貿易PF参画」、「システムセキュリティの確保」、「貿易PF導入支援・認知度向上」、「貿易データの連携」等の対応について要望があった。

フォワーダ事業者の貿易PF参画

- フォワーダが荷主から受領した情報を自社システムに入れ直している場合、フォワーダ側の業務負荷軽減の割合が大きいと思われるため、フォワーダシステムとNACCSの連携による効率化や人手不足解消などのメリットを、フォワーダと荷主企業で折半する様な仕組みを実現してこそ貿易手続のデジタル化が実現するのではないかと。
- 政府からフォワーダへの貿易PF参画バックアップ（インセンティブ等）を働きかけてほしい。
- フォワーダの貿易PFへの参画を通じて、①Door to Door一貫の貨物トレース(現状はフォワーダ毎にシステムが異なっているため困難)や②NACCSへの申告、電子保管、許可書保管等を実現。
- 自社宛ての荷物が納入される場合、船会社からの入港通知を受けてから、事前に船会社から受け取っていた関連書類をメールで乙仲業者に送付し、通関手続きの代行を依頼しているが、この一連の流れを貿易PFを活用してデジタル化を実現することで、フォワーダとのやりとりについて省力化できないか。

システムセキュリティの確保

- 名古屋港でのランサムウェアLockBitによるシステム停止や仮想通貨のハッキング等が発生しており、万が一のハッキングによる損失対応も含め検討を進めてほしい。
- 貿易PF上に登録された情報の利用目的の遵守、営業活動への利用禁止等の明確な規定や、関係者以外への漏洩が起ころぬよう盤石なセキュリティの確保が必要ではないか。

貿易手続のデジタル化に向けて国に対応してほしいこと：荷主企業の声④

- 国への要望としては、「国内外取引におけるデータ転送のダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避」、「フォワード事業者の貿易PF参画」、「システムセキュリティの確保」、「貿易PF導入支援・認知度向上」、「貿易データの連携」等の対応について要望があった。

貿易PF導入支援・認知度向上

- 貿易PFの認知度向上や貿易関連サービス提供事業者に対する貿易PF参画への支援。
- 貿易PFの参画利用者が多いほどメリット・実効性があるため、（中小企業も含め）大小問わず多くの関係事業者が容易に参加しやすく、また、アクセスしやすい環境整備の促進・拡充（導入費用の補助等）。
- 各貿易相手国内における各プレイヤーの貿易PFへの参加の働きかけや各国貿易PFとの連携促進。

貿易データの連携

- スイッチングコストの低廉化のため、貿易データの記述・保管・授受等に関する標準化と互換性を確保してほしい。
- 貿易PF上の蓄積データの取扱いに関する一定のルール の 制定や、貿易PF同士の規格統一（相互互換性確保）をしてほしい。

その他

- 国内における関係省庁による連携強化・一体となった推進体制の構築。

議論していただきたいこと

- 貿易手続のデジタル化を進める上で課題・障壁となっていること、また、その課題解決のために今後必要なことについて、それぞれ、**① 荷主企業による対応、② 貿易PF事業者による対応、③ 政府による対応**として整理されたが、貿易PF事業者や政府関係者から、対応方針等についてコメントいただきたい。また、荷主企業からは、他に必要な観点等あれば提示いただき、議論いただきたい。
- 貿易手続のデジタル化に向けて、手続きの**各部分において、それぞれの関係者により貿易手続のデジタル化が進められている**状況。具体的には、主に以下の要望が挙げられた。
 - フォワード事業者、物流事業者の貿易PF参画
 - 電子船荷証券（eBL）の早期実現への推進
 - 国内外における通関手続きデジタル化の機能向上
 - 原産地証明書のデジタル化推進 等
- 引き続き、各貿易手続において着実にデジタル化を推進していく一方で、ダブルトラック（紙とデータによる手続きの併存）の回避のためにも、**各関係者によって各部分で進んでるデジタル化対応について、関係者が同じ目標とスケジュールを共有して、進めることも必要であるように見受けられるが、どのように考えるか。**
- 貿易手続のデジタル化によるサプライチェーンの強靱化については、現状、**貿易データが手続きを一貫して共有されていないことから、サプライチェーンの強靱化に貢献する真の効果を認識することができていない**のではないかと。今後、先進事例創出を目指し、その効果について広く共有していったらどうか。